

令和 7 年 7 月 1 日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領
(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長通知) の一部改正

新 旧 対 照 表																
改 正	現 行	備 考														
2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領 第 1 趣 旨 【省略】 別表 6 契約保証に係る補正（一般管理費等率） <table><tr><th>保証の方法</th><th>補正值（％）</th></tr><tr><td>ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0.09</td></tr><tr><td>ケース 3：ケース 1 及びケース 2 以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> （注） ケース 3 の具体的な例は以下のとおりとする。 ① <u>随意契約（請負工事費（予定価格）が 4,000 千円以下）</u> の建設工事 ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事 ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事 ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事 2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領 第 1 趣 旨 【省略】 別表 6 契約保証に係る補正（一般管理費等率） <table><tr><th>保証の方法</th><th>補正值（％）</th></tr><tr><td>ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0.09</td></tr><tr><td>ケース 3：ケース 1 及びケース 2 以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> （注） ケース 3 の具体的な例は以下のとおりとする。 ① <u>予定価格が 2,500 千円以下</u> の建設工事 ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事 ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事 ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事 字句の改正	保証の方法	補正值（％）	ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース 3：ケース 1 及びケース 2 以外の場合	補正しない	保証の方法	補正值（％）	ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース 3：ケース 1 及びケース 2 以外の場合	補正しない
保証の方法	補正值（％）															
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04															
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09															
ケース 3：ケース 1 及びケース 2 以外の場合	補正しない															
保証の方法	補正值（％）															
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04															
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09															
ケース 3：ケース 1 及びケース 2 以外の場合	補正しない															

令和 7 年 7 月 1 日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

5 建築工事等価格積算要領

(平成 19 年 9 月 28 日付け事調第 605 号農政部長通知) の一部改正

新 旧 対 照 表																		
改 正	現 行	備 考																
5 建築工事等価格積算要領 別紙 北海道建設部営繕工事共通費積算基準 【省略】 別表－20 契約保証費率 <table><tr><td>契約の方法</td><td>補正值（％）</td></tr><tr><td>ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0.09</td></tr><tr><td>ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> （注） ケース 3 の具体例は以下のとおり 1) <u>随意契約（請負工事費（予定価格）が 4,000 千円以下）</u> の建設工事 2) 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事 3) 共同企業体と随意契約を行う工事 4) 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事	契約の方法	補正值（％）	ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合	補正しない	5 建築工事等価格積算要領 別紙 北海道建設部営繕工事共通費積算基準 【省略】 別表－20 契約保証費率 <table><tr><td>契約の方法</td><td>補正值（％）</td></tr><tr><td>ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0.09</td></tr><tr><td>ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> （注） ケース 3 の具体例は以下のとおり 1) <u>予定価格が 2,500 千円以下</u> の建設工事 2) 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事 3) 共同企業体と随意契約を行う工事 4) 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事	契約の方法	補正值（％）	ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合	補正しない	字句の改正
契約の方法	補正值（％）																	
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																	
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																	
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合	補正しない																	
契約の方法	補正值（％）																	
ケース 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																	
ケース 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																	
ケース 3：ケース 1 及び 2 以外の場合	補正しない																	